

四半期報告書

(第53期第1四半期)

自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日

日医工株式会社

富山県富山市総曲輪一丁目6番21

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) ライツプランの内容 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第53期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期連結 累計期間	第53期 第1四半期連結 累計期間	第52期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (百万円)	35,049	38,029	143,513
経常利益 (百万円)	3,234	2,526	12,289
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	2,295	2,000	11,031
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,175	1,912	9,376
純資産額 (百万円)	77,886	76,543	82,597
総資産額 (百万円)	147,236	155,640	161,128
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	38.39	34.69	184.45
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	38.32	34.59	184.02
自己資本比率 (%)	52.8	48.9	51.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。（以下、従持信託といいます。）これに伴い、1株当たり四半期（当期）純利益の算定に用いられた、第52期第1四半期連結累計期間、第52期連結会計年度及び第53期第1四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式を含めております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したことによりNIXS Corporationを連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間につきましては、中国をはじめとする新興国経済の成長減速や英国のEU離脱問題等から世界経済の不透明感が強まり、わが国景気も雇用情勢に改善や設備投資の持ち直しなどの明るい材料はあるものの、円高進行もあり先行きを懸念する見方も出ています。

医薬品業界では平成28年4月に薬価改定が行われた一方で、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期での後発医薬品の数量シェア80%以上に向け、DPC対象病院の機能評価係数Ⅱの後発医薬品指数や後発医薬品使用体制加算の指標の見直しなどの施策が実施され、後発医薬品の使用促進が押し進められています。

このような環境下で当社は、平成28年5月に平成29年3月期から平成31年3月期の3年間の計画期間とする第7次中期経営計画『Obelisk』を策定致しました。計画では『圧倒的な存在感で創造をチカラに世界へのテイクオフ』をビジョンとして、『シェアUP力』～国内GE市場内で15%シェア確立、『供給能力』～超品質に基づく185億錠供給体制確立、『開拓力』～バイオシミラー・米国市場への参入、の3つを基本戦略に据えております。

そして7月には、米国市場におけるジェネリック医薬品市場参入のプラットフォームの確保及び注射剤領域におけるプレゼンスの確立を通じた当社の「開発力」の拡大へ向けた重要なステップとして、米国のSagent Pharmaceuticals, Inc. との間で同社の買収契約を締結いたしました。

また平成28年6月収載追補品では、識別性向上のための工夫を施した『オランザピンOD錠5mg「日医工」、10mg「日医工」』・『シロスタゾールOD錠50mg「日医工」、100mg「日医工」』や利便性向上の工夫を施した『オランザピン錠2.5mg「日医工」、5mg「日医工」、10mg「日医工」』・『ピカルタミドOD錠80mg「日医工」』・『アムバロ配合OD錠「日医工」』などの販売を開始しております。

当第1四半期では前年同期比較では薬価改定や経費増などの影響から利益額は前年同期を下回る水準となっておりますが、「ジェネリック世界TOP10」を目指す第7次中期経営計画の初年度として、一層の業績伸長を図るべく努めております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が380億29百万円（前年同期比108.5%）、営業利益が30億36百万円（前年同期比95.8%）、経常利益25億26百万円（前年同期比78.1%）、親会社株主に帰属する四半期純利益20億円（前年同期比87.2%）と、増収減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、

その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記1の第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み、下記2のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、上記Iの会社の支配に関する基本方針にも資するものであると考えております。

1. 第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年5月に第7次中期経営計画「Obelisk」（以下「本中期経営計画」といいます。）（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立」「超品質での185億錠供給体制確立」「バイオシミラー・米国市場への参入」という基本戦略と、「世界TOP10入りを支える企業基盤充実」を掲げ、実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいり所存です。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

上記1の取組みに加え、当社は、上記Iの基本方針の実現に資する取組みとして当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制、その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の1若しくは2に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf (平成26年5月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」)

IV. 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2. デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。

3. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4. 当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために導入されるものです。

5. 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費の金額は、15億67百万円(対売上高比率4.1%)であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	60,662,652	60,662,652	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成28年5月10日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく短期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第3回短期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成28年5月10日
新株予約権の数（個）	1,916（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,160（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	平成28年6月1日から 平成28年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,449（注）4 資本組入額 1,225
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」といいます。) は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) 後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額 (1 株当たり 2,448 円) と新株予約権の行使時の払込額 (1 株当たり 1 円) を合算しております。
5. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

②平成28年5月10日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第3回中期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成28年5月10日
新株予約権の数（個）	3,888（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	38,880（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,447（注）4 資本組入額 1,224
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (以下「付与株式数」といいます。) は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) 後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額 (1 株当たり 2,446 円) と新株予約権の行使時の払込額 (1 株当たり 1 円) を合算しております。
5. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 6 月 30 日	—	60,662,652	—	19,976	—	18,511

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成28年3月31日の株主名簿により記載しております。

①【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 846,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,720,300	597,203	—
単元未満株式	普通株式 95,852	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	—	—
総株主の議決権	—	597,203	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。
2. 従持信託が所有する当社株式33,700株(議決権の数337個)につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。
3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が4株含まれております。

②【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 一丁目6番21	846,500	—	846,500	1.40
計	—	846,500	—	846,500	1.40

- (注) 自己名義所有株式数は846,504株であります。また、この他に自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が33,700株あります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,179	18,462
受取手形及び売掛金	※1 25,217	※1 25,367
電子記録債権	919	1,246
商品及び製品	26,092	27,659
仕掛品	9,177	9,426
原材料及び貯蔵品	10,071	12,283
繰延税金資産	1,458	1,445
その他	2,240	1,731
貸倒引当金	△1,731	△1,737
流動資産合計	101,624	95,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	17,734	18,213
機械装置及び運搬具（純額）	9,890	10,181
工具、器具及び備品（純額）	1,183	1,340
土地	6,299	6,299
リース資産（純額）	1,940	1,801
建設仮勘定	1,739	1,576
有形固定資産合計	38,786	39,413
無形固定資産		
のれん	634	591
リース資産	237	218
販売権	2,760	2,684
その他	2,847	3,087
無形固定資産合計	6,479	6,582
投資その他の資産		
投資有価証券	8,700	8,541
長期貸付金	4,619	4,218
繰延税金資産	490	564
その他	514	514
貸倒引当金	△89	△81
投資その他の資産合計	14,237	13,758
固定資産合計	59,503	59,754
資産合計	161,128	155,640

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,993	19,006
電子記録債務	14,200	15,094
短期借入金	14,720	14,750
1年内返済予定の長期借入金	3,781	3,684
リース債務	942	905
未払金	6,959	7,166
未払費用	669	2,239
未払法人税等	3,813	836
預り金	1,520	1,426
返品調整引当金	47	41
賞与引当金	1,128	292
その他	485	267
流動負債合計	64,262	65,711
固定負債		
長期借入金	9,047	8,239
リース債務	1,417	1,279
繰延税金負債	112	115
再評価に係る繰延税金負債	219	219
退職給付に係る負債	3,413	3,475
資産除去債務	54	55
その他	1	1
固定負債合計	14,267	13,385
負債合計	78,530	79,097
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金	18,796	18,808
利益剰余金	42,589	43,419
自己株式	△1,397	△8,337
自己株式申込証拠金	0	0
株主資本合計	79,964	73,866
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,269	1,290
土地再評価差額金	333	333
為替換算調整勘定	897	791
退職給付に係る調整累計額	△127	△123
その他の包括利益累計額合計	2,371	2,291
新株予約権	260	385
純資産合計	82,597	76,543
負債純資産合計	161,128	155,640

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	35,049	38,029
売上原価	21,929	23,948
売上総利益	13,120	14,080
返品調整引当金戻入額	16	5
差引売上総利益	13,137	14,085
販売費及び一般管理費	9,967	11,049
営業利益	3,169	3,036
営業外収益		
受取利息	26	21
受取配当金	25	31
為替差益	42	-
助成金収入	17	17
その他	85	44
営業外収益合計	197	115
営業外費用		
支払利息	27	32
支払手数料	21	4
売上債権売却損	33	40
為替差損	-	446
持分法による投資損失	43	92
その他	7	8
営業外費用合計	133	625
経常利益	3,234	2,526
特別利益		
固定資産売却益	-	0
持分変動利益	-	320
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	0	320
特別損失		
固定資産処分損	1	4
投資有価証券評価損	-	93
その他	0	-
特別損失合計	2	98
税金等調整前四半期純利益	3,232	2,748
法人税等	936	747
四半期純利益	2,295	2,000
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,295	2,000

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	2,295	2,000
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,720	△177
為替換算調整勘定	-	18
退職給付に係る調整額	9	7
持分法適用会社に対する持分相当額	150	63
その他の包括利益合計	1,879	△88
四半期包括利益	4,175	1,912
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,175	1,912
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したことによりNIXS Corporationを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度61百万円、当第1四半期連結会計期間39百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前連結会計年度33,700株、当第1四半期連結会計期間21,600株であり、期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間91,675株、当第1四半期連結累計期間29,850株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
自己信託等に伴う流動化残高	1,681百万円	1,441百万円

2 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
アクティブファーマ(株)	1,347百万円	1,347百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	1,200百万円	1,308百万円
のれんの償却額	52	43

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	855(注)1	利益剰余金	14.30(注)2	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(注) 1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式97,000株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

2. 1株当たり配当額は、普通配当12.30円と記念配当2.00円であります。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	998(注)1	利益剰余金	16.70(注)2	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(注) 1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式33,700株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

2. 1株当たり配当額は、普通配当13.30円と特別配当3.40円であります。

2. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、平成28年4月4日開催の取締役会決議に基づき、自己株式2,846,800株の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が6,939百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が8,337百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)
当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- II 当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)
当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	38円39銭	34円69銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,295	2,000
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	2,295	2,000
普通株式の期中平均株式数(株)	59,796,983	57,685,385
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	38円32銭	34円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	111,461	159,102
(うち、新株予約権(株))	(111,461)	(159,102)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(注) 普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が、前第1四半期連結累計期間91,675株、当第1四半期連結累計期間29,850株それぞれ含まれております。

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、平成28年7月11日開催の取締役会において、米国のSagent Pharmaceuticals, Inc. (以下「Sagent社」と、株式公開買付け及びそれに続く現金を対価とする合併を実施することにより、全株式を取得し完全子会社化する買収契約(以下「本契約」)を締結することを決議し、Sagent社と日本時間の同日に本契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の目的

当社は、中期経営計画において「シェアUP力」、「供給能力」、「開拓力」の3つの戦略を掲げ、世界のジェネリックメーカーTOP10入りを支える企業基盤構築を進めております。「シェアUP力」では日本国内のジェネリック医薬品市場内で15%シェアを確立すること、「供給能力」では超品質に基づく185億錠供給体制を確立すること、「開拓力」ではバイオシミラー・米国市場へ参入することを目指しております。

本買収は、米国市場におけるジェネリック医薬品市場参入のプラットフォームの確保、及び注射剤領域におけるプレゼンスの確立を通じた当社の「開発力」の拡大へ向けた重要なステップであり、当社の中長期的な企業価値向上のための重要な取組と位置付けております。

(2) 買収する会社の名称、事業の内容、規模

①名称	Sagent Pharmaceuticals, Inc.
②所在地	1901 N. Roselle Road, Suite 700, Schaumburg, Illinois
③代表者の役職・氏名	CEO: Allan Oberman
④事業の内容	注射剤を中心としたジェネリック医薬品の製造販売
⑤株主資本	253,451千米ドル(2016年3月31日時点)
⑥設立年	2006年設立
⑦発行済株式総数	32,838,743株(2016年4月29日時点)

(3) 買付等の期間(予定)

平成28年8月から9月目途

(4) 買付等の価格

普通株式 1株あたり21.75米ドル

(5) 買付等による株式所有割合等の異動(予定)

- ①異動前の株式所有割合 0.00%
- ②異動後の株式所有割合 100.00%

(6) 買付等に要する資金

約736百万米ドル

Sagent社の発行済株式全ての買付け、オプション、ワラント等その他証券に関する支払いを行うために要する金額を記載しています。

(7) 買付資金の調達方法

自己資金、及び銀行借入れにて調達する予定です。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月12日

日 医 工 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嗣平 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年7月11日開催の取締役会において、米国のSagent Pharmaceuticals, Inc.の全株式を取得し完全子会社化する買収契約を締結することを決議し、同社と日本時間の同日に買収契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。